

平成27年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成27年 1月15日（木曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後12時46分

○会議に付した事件

1. 子ども・子育て支援新制度と今後の町の取り組みについて
-

○出席委員（6名）

委員長	小西秀延君	副委員長	山田和子君
委員	吉田和子君	委員	斎藤征信君
委員	本間弘樹君	委員	前田博之君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

子ども課長	坂東雄志君
子ども課主幹	渡辺博子君
子ども課主査	藤本路香君

○職務のために出席した者の職氏名

事務局長	岡村幸男君
主 幹	本間弘樹君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより総務文教常任委員会協議会を開催いたします。

（午前10時00分）

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項ですが、子ども・子育て支援新制度と今後の町の取り組みについてでございます。担当課からまず説明を求めたいと思います。坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） きょうお忙しい中ありがとうございます。これから子ども・子育て支援制度の核心の部分をご説明してご協議していただきたいと思います。よろしく申し上げます。座ってご説明します。今回のこのレジメのほうです。また分厚い資料持ってまいりまして申しわけございません。今回まずレジメと資料、このレジメが1つあります。それから資料1として放課後児童クラブ利用についてのアンケート調査。そして、資料2として量の見込み、確保方策の算出する事業一覧。資料3として、白老町子ども・子育て支援の事業計画素案概要版、この3つがありますがございましょうか。それでは、まずレジメに従いましてご説明させていただきます。それでは進めたいと思います。まず、私のほうからレジメに示しています報告事項と協議案件についての総括的なご説明しまして、その後個別資料の説明は先に配布しました保育料の基本的な考え方、それから保育料徴収基準額表。平成26年度と他市町村との比較表についてこれは藤本主査のほうから説明します。そしてきょうお配りしました追加資料3、白老町子ども・子育て支援事業計画素案概要版。これは本体計画をご説明すると結構時間がかかるものですから概要版をつくらせいただきました。この資料3に基づきまして、一応ポイントとなります確保策のところは資料も見ながらちよつとご説明する形になりますので、ここの部分は渡辺主幹のほうに説明させますのでよろしく申し上げます。それではまず報告案件です。最初に放課後児童クラブについてのアンケート調査ということでやっております。ここに2というところで現状及び今後の取り組みというところでございます。

（1）の量の見込みな確定について前にご議論いただきました。それから（2）の量の見込みの結果に基づく確保方策の道への報告というこれが1月最終報告ということになりますので、このご議論いただきまして最初報告していきたいと思っています。子ども・子育て会議はこの後持っておりますのでそれを踏まえて最終報告したいと思っています。それから3です。きょうご議論いただきます保育料と利用者負担の決定。これは1月。今予算をこれから審議しておりますので経常費の中にその予算については反映させていこうと思っています。それから（4）子ども・子育て支援事業計画及び保育事業運営計画の策定ということで、きょうは子ども・子育て支援事業計画についての素案についてお出ししております。またこれが総合計画といいますか基本計画でございますので、この個別計画として保育事業運営計画の策定ということでございます。ここの部分も3月までに進めていきたいと思っています。3月には両計画とも確定していきたいと思っていますのでよろしくご協力お願いします。それと（5）関係条例規則要綱の改正。これはパブリックコメントにはないのですけれども規則要綱の改正もこれから進めていきたいと思っています。これは報告事項でござ

いまして追加資料の中で放課後児童クラブ利用の需要について。これはニーズ調査の中でこの部分は結構大きかったものですから議論としまして追加資料の1、放課後児童クラブの利用についてのアンケート調査、追加調査ということでニーズ調査を行いまして結構数字が出てきまして、6年生までをやったほうがいいのではないかという意見が結構ございました。また本協議会の中でも相当ご議論をいただきましたものですからうちのほうで実際対象者児童について実態調査といえますか、追加調査ということで26年10月15日から21日までの間、調査対象はこういう形で社台、町内小学校放課後児童クラブということで現に今利用している部分をターゲット絞りまして進めました。今後利用するであろうということで。調査結果、後ほど資料見ていただくとわかるんですけども、こう見ますと利用するに答えた割合が34%。そのうち6年生まで利用するという保護者4割以上があったと。そのようなことから追加資料2の中でも確保策の中で後ほど渡辺主幹のほうで触れていただきますけども、結論から言いますと小学校6年生までの対象を拡大することにいたしました。その部分は後ほど確保策のところでご説明するという形になっています。時間がございませんのでこの放課後児童相談内容、次のページに放課後児童クラブの利用についてのアンケート調査の集計。そしてアンケート調査結果に基づく放課後児童クラブの予測児童数。そして最後に児童クラブに基づいた保護者の意見とございますのでそれを後ほど見ていただければと思います。今回この追加調査しまして放課後児童クラブの6年生までの対象を拡大するというで議会でも相当ご議論いただきましたのでその部分は十分検討させていただきました、そういうような形になっております。まずこの部分についてはこういうようなご報告をさせております。次は協議案件についてご説明いたします。協議案件2点あります。新制度における保育料でございます。保育料、利用者負担案についてというところなのですが、この部分は実際に保護者が負担するものできに支援制度のポイントでもご説明しております保育料の部分です。大きな枠組みについては内閣のほうで定めた公定価格から保育料を引いて、それらに基づき市町村が施設型給付費を出すということになるので、その市町村がどこまで保育料みるかというのが結構おおく、それは財政とのかかわりが相当大きい話になってくると思います。ただ町としてもまちの子ども・子育て支援に対する意思を反映させてくるものであるという認識で今回作成させていただきました。それで従来どおり新制度においても保育料は保護者の所得に応じた支払いが基本となります。新制度に移行したさくらについて従来どおりということになります。それでこの15ページのほう見ていただくと保育料の国が示した公定価格と負担額の割合、その限度内で今回うちのほう整理しております。後ほど藤本のほうから説明します。これを見ていただきますとこの範囲内でうちのほう進めないとならないということでございます。その中で階層区分とか全部しましてつくっております。そして最後に2のほうは白老町子ども・子育て支援事業計画素案についての、これは今回の核心となります確保方策の内容が第5章に載っておりますので、その内容を中心にして5年間の計画をこれは次世代の行動計画を引き継いだ白老町子ども・子育て支援事業計画でございますので、その部分を説明させていただいてご協議いただきたいと思います。以上総括説明の中でございます。

○委員長（小西秀延君） このまま説明を続けてください。

○子ども課長（坂東雄志君）　まずは藤本主査のほうから保育料の利用者負担案についてご説明します。

○委員長（小西秀延君）　それでは藤本主査。

○子ども課主査（藤本路香君）　子ども課、藤本です。よろしくお願いたします。私のほうからは白老町の保育料の設定の基本的な考え方についてお話をさせていただきたいと思います。資料は白老町保育料設定の基本的考え方についてから。平成27年4月に開始される予定の子ども・子育て支援制度では幼稚園や保育園、認定こども園等を利用する際の利用負担額を国の定める水準を限度として市町村が定めることになりました。このことによって白老町の保育料の設定も変えることになったので今回保育料の設定を提案させていただきました。裏面にいきまして白老町における利用者負担の考え方についてですけれども、国の基準を踏まえて子育て支援を本旨に、次に掲げる考え方を基本に保育料を設定しました。ア、現行の利用者負担の水準に考慮した世帯の所得に応じた負担とする。イ、所得階層の区分については町民税額を基に行う。ウ、保育標準時間・保育短時間の区分の利用者負担を設定する。エ、認定区分ごとに施設、事業の種類を問わず同一の料金表とする。オ、子ども・子育て会議等町民の意見を聞いて適切な利用者負担を設定する。カ、近隣市町の動向を十分しんしゃくして保育料を設定する。キ、低所得階層への配慮をする。ク、負担が激増する世帯にも配慮する。このこと踏まえて考えてみました。新制度で何利用者負担額は子どもの3つの認定区分ごとに設定することになり1号、2号、3号の3つの認定区分に分かれます。まず1号の認定とは満3歳以上で教育を希望する子ども、幼稚園、認定こども園を利用します。2号認定とは満3歳以上で保育園の必要な子ども、保育園、認定こども園を利用します。3号認定とは満3歳で保育の必要な子ども、保育園、認定こども園等を利用します。この3つの1号、2号、3号の認定区分に分かれます。次に2枚目をご覧ください、保育料徴収基準表1号認定（案）というのがございます。次に1号認定の保育料金の設定についての考え方を説明させていただきます。1号認定は5階層に分かれておりまして1の世帯については国の基準と同じく設定しております。2の設定、町民税非課税世帯については2号認定料金と同額で設定をしました。3から5の世帯については国の基準の60%から75%の間で設定をさせていただきました。最後に5の限度額についてですけれども、現在町内の幼稚園は白老のさくら幼稚園1園のみなのでさくら幼稚園を基本としての考え方でさくら幼稚園の保育料は月1万8,000円となっております。入園時に入園料が3万5,000円かかります。町でその分の負担で1万円を補助をしております。4歳から2年間通園する想定で入園料が3万5,000円から1万円町が補助するということなので保護者の負担が2万5,000となります。それを24カ月で割ると月1,000円程度となるので、これを月の保育料合わせて1万9,000円となるため、これを5の1万9,000円を限度として考えました。次に3枚目になりますけれども、2号認定、3号認定の保育料の設定についてです。この表では左側のほうが平成26年度のもので現段階の保育料の設定となっております。右側の表が今回新制度に当たっての保育料の案となっております。現在は保育料の算定の基礎となるのが所得税でありますけれども、新制度においては町民税が基礎となるため現在の階層区分の金額の設定の変更を所得税から町民税に置きかえて考えまし

た。まず1階層、2階層については現段階とは変わりはありません。3階層からの料金の設定がありますので区分等を変えました。3階層については現段階で4区分あるところを8区分にふやしました。4階層、6階層についての区分は料金の設定だけを変えて区分は変えておりません。5階層については5区分から6区分に設定にふやしております。7階層については現在2区分あるところを1区分に減らしております。次に年齢による分けですけれども、現段階では3歳未満、3歳児、4歳児以上というふうに3つの年齢区分に分かれていますけれども、今度の制度では2号認定は3歳以上、3号認定は3歳未満と2つの年齢区分に分けることになりました。次にもう1つ大きく変わっているのが2号認定、3号認定のところでは現在はないのですけれども、標準時間と短時間というのに分けることになりましたので標準時間は短時間の料金の設定で、短時間については国の基準と同じく標準時間の1.7%減として設定を行いました。今回の保育料の設定を考えるとまず大きく変わったのが所得税から町民税に置きかえることになりました。それによって現在の保育料と比べてみると現在の保育料と変わらない、もしくは下がる家庭のほうが多いのですけれども、そのことによって町の収入も保育料の収入もちょっと下がることになるのです。ですけれども1、2階層を5階層以上については現行と変わらないのですけれども3階層と4階層においては今まで4階層だった世帯が3階層へと下がる世帯または3階層だった世帯が4階層へと変わる世帯が出てくることになりました。収入によって大きく変わる場所もあるんですけれども、特に今回3階層から4階層へと保育料が上がってしまう世帯が数件あるんですけれども、それは今まで考慮していた年少扶養控除、特定扶養控除の上乗せ部分を今回からは考慮しないこととなったのでこれが原因の1つと考えられます。保護者に大きな負担がかからないように今回4階層の6区分のうち、1から3までを1,000円から2,000円程度減額をしております。減額した部分はほかにも3階層においては今までひとり親と障害者世帯は通常の世帯よりも1,000円程度の減額となっていたところを半額の減額へと設定することと書いております。5階層以上においては現段階より1,000円から3,000円くらい保育料が増額となる場所があります。このようになるべく保護者に負担がかからないような設定を考えましたけれども、まだこれでもちょっと数件月5,000円以上ふえてしまう世帯が数件あるのでここをどうするかと今後ちょっと考えていきたいと思っております。4枚目、5枚目、6枚目については近隣の市町村の保育料の現段階での案をちょっと調べましたのでそちらのほうも参考として載せさせていただきました。以上です。

○委員長（小西秀延君） 分けてやりますか。ちょっと分けさせてくださいと。問題がまた複雑になっていくと困りますので、現在までのところで白老町保育料設定の基本的な考え方ただいまご説明を受けましたが、現在までで質問等ございましたらどうぞ。ちょっとまず私のほうから3ページ目に表がありまして、5,000円以上ふえる方が数件だけいるということで、あとはおおむね大体系の保育料から減るということになります。また、ひとり親世帯や障害者世帯で1,000円減額していたところ半額になるというふうにご説明を受けましたが、総額でどれぐらい現行と変わるのか大よそでいいです。それを財政のほうで今プログラムも進行中ですので、財政のほうでどう見ているのか、どう打ち合わせされているのか、その2点をちょっとお伺いしたいと思います。渡辺主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） 今のご質問についてお答えいたします。今提案させていただいている保育料に基づいて27年度、新年度の保育料の収入額を掲載したところ、大よそ297万ほどの減額になる見込みでございます。この減額については財政のほうとも新年度予算のヒアリングなどを通して協議させていただいております。子育て支援の充実ということと保育環境の整備で通いやすい保育園の場の提供ということで減額することについては財政のほうも理解を示していただいているところであります。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほかがございますか。吉田委員どうぞ。

○委員（吉田和子君） 今の財政プログラムのほうとやりとりをしているということで、今回やはり子育て世帯に対しての少子化対策の面から保護者の負担を軽減していくということが大きな目的での今回の計画になってくるということだと思っておりますけれども、私ちょっと全部きちんと見てないのでですけど保育所の保育所運営費は1割ほど増減される予算になるのではないかとということなのですが、それはどういう意味でのものなのか、そういうことはなくなったのか、消費税が上がらなくなったということで見送られたのかどうかということが1点と、それから保育所は保護者の負担減というのはあまり変わらないという、今まであった形の中でやっていくことなのですが幼稚園はかなり変わってくるということなんのすよね。幼稚園が今まで第2子、第3子以降について半額、無料というのはなかったってということだったのでそれが無料となり半額にするとなるとことで、私前に聞いたことがあると思うのですが幼稚園に2人行っているという人はあまりいないのではないかとこの話をしていたのですが、今回国の改正で小学校3年生が上の子がいれば第2第、第3子も認められるということで国では7%ぐらいいるのではないかとということなのですが、白老町ではどれくらいの世帯がこれに影響を受けて減額されるのかということと、それからもう1点先ほど言っていた幼稚園の奨励費を増額するというふうに私はちょっと見ていてあったのですが、この奨励費先ほど言っていましたけれども1万円入学時になるということでその入学金の差額分が幼稚園の保育料に1,000円プラスになるという説明ありましたよね。この奨励金が1万円というふうに見ていらっしゃるんですけどこれが増額されるということなのですが、こういったことはないのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長

○子ども課長（坂東雄志君） 最初に消費税の関係で運営費が1割に増減になるというのはそういった部分で実際公定価格とかそういった部分がちゃんと満度に満たされて消費税が遅れた部分公定価格とか保育料に影響しないのかということだと思っておりますけど、そして給付費に影響しないのかということですが、この部分については消費税今回先送りになったとしてもこの部分は従来どおり進めたいということでございます。公定価格も仮単価の状態です。そして、今まだ出てきてないのですが折衝して公定価格の仮価格の状態なんです。今国会が開かれれば出てくるのですが、今のところ予算折衝の中でその公定価格についてもちょっとずれる可能性もあるというお話は前にしていました。ただ、政府としては見送られてもその分は何とか公定価格もちゃんと満たすような形にしていきたいということですので今この15ページに示された負担額という割合はこの部分

は変わらないと思います。ですので、給付費についてはこのままでいけると思います。あともう1点、幼稚園の部分ですけれども、今回お示した保育料の徴収額の1号認定というのは最初に僕説明をちょっとしたんですけれども、ここの保育料の設定の基本的考え方の次のページに注の2というのがありまして私立幼稚園については新制度へ移行するしないを選択することができます。新制度へ移行しない私立幼稚園の入園料、保育料はこれまでのとおり各園が独自にしますということなのです。それで、とりあえず今回のさくら幼稚園について27年度は新制度に移行しないです。それで、この保育料徴収が基準額第1号認定は今のところさくらは使いません。今後ほどご説明しますが28年になりますとさくらも認定こども園になるという予定でございますのでこの1号認定を使うという形になります。先ほど議員さんのお話しました就園奨励費はこの注2の私立幼稚園について新制度移行するしないを選択することができますという中のここで就園奨励費、今のさくらがどういう形で使われるかということなと思います。町のほうの予算の考え方としては平成26年、1年遅れでつまりこの前議論させていただきしたけども26年度の予算、要するに幼稚園就園奨励費の制度に基づいて進めていますので今回27年度の当初予算の中で国のほうから示された部分を反映するかどうかということについて基本的に今は26年度の1年遅れでやっているの今ところ議論としてはこれから議論になってくると思うんですが、その部分は当然今回国が示された金額でいきますと財政的な部分での影響はそんなにはないと思います。ただ、就園奨励費自体が、国が25%ぐらいの補助しか出さないです。あと75は全部町が持つという形になるのでちょっとその部分をそのまま今のところ基本的には26年度就園奨励費の国の変更分で整理したいとは思っていますが、当然これからそういったおそらく今回新聞等でアナウンス効果が相当あると思いますので、じゃあどうなるんだってという話はこれからもう一度国がこういう形で出されたものですからここはこれから検討していかないとなんないと思うんですよ。基本的には26年度就園奨励費の中で整理するので今回27年度の制度設計された部分については反映されてないということでございます。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 続けて吉田委員どうぞ。

○委員（吉田和子君） 違うところでもお伺いしようと思ったのですが、ちょっと料金設定のことの中で考え方だけ。白老町は1年遅れの26年度の予算によって進めていくということですので変えないでいくということだと思ってしまうんですけれども、27年度よりこども園にしてするという話が基本計画の中にありますよね。ということは、小鳩保育園が子ども園に持ってくるかなと思ったんですけど、あくまでも保育料に関してはこのまま現行の26年度の考え方、子ども園に対する支援の体制の26年度の体制のままで進んでいくというふうになりますか。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） まず話を分けますと今の従来の私立幼稚園については就園奨励費助成制度をそのまま継続します。今回27年度から小鳩保育園が認定こども園になります。そうすると、この認定のその中の保育料の徴収基準額に反映されていきます。ですから、この27年度の保育料基準額表に基づくことになっていくという形になると思います。ですので、保育料徴収基準額

第1号認定については今のところ27年度はここ部分使わない形になります。

○委員長（小西秀延君） 渡辺主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） 今の現行でさくら幼稚園が町内1園、幼稚園としてあるのですが、幼稚園が新制度に移行するか旧制度のままで残るかということで扱いが変わってきます。さくら幼稚園は27年度については旧制度のままで運営しますということです。それは就園奨励費をもらう形になります。認定こども園に移行する小鳩保育園については、認定こども園ということでこれは新制度に乗った施設となりますので、そうなりますと今提案させていただいているこの1号認定の保育料を徴収するということになります。さくら認幼稚園も今後認定こども園に移行するとなりますとこちらの1号認定の保育料の表でこの額で徴収するということになります。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 斎藤です。まず1つは、今話を伺っていて所得税から町民税で算定することになったという、これは応能割りですよね。国では前に応益負担を導入するみたいなこと言っていたのだけでも、それは完全になくなったと考えると全て応能負担でいくのだということと解釈していかどうかということが1つです。まずそれだけ聞いておきます。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） もう一度、応能負担というのはどのように、具体的に言うと。

○委員（斎藤征信君） 収入に応じて価格負担をしてもらうのが応能でほかを入れたのが応益負担ですよね。

○子ども課長（坂東雄志君） 今のお話は、最初のときにちょっとご説明足りなかったのかもしれませんが、新制度の利用に係る保育料は保護者の所得に応じてですから応能ということ、支払いの基本となります。そしてしかも国が定めている基準を上限として市町村が地域の実況に応じて定めるという形になります。以上です。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 私が聞いたのは国が応益負担で導入すると前に言っていたのですよ。だからそれがなくなったと解釈していいかということ。応能だけに絞ったと、そういうふうなことなのかと聞いたのですよ。それは大体説明からいうと応能負担だけでやるというふうな説明だったからそれはそれでいいのかもしれませんが、そのところ国がきちんとそれを打ち出したのかどうかという、言ったのかどうかということを知りたかったのです。それからもう1つ、2号認定の中の標準時間の料金を見ていると他町村との割りでいうと随分変動だとかあるのだけれども他町村と比べた場合に、割りに上に収入が大きくなるほど高くなる、かなり高いのではないかと。この部分町のほうで補助を出すという形で安くするんだろうと思うんですけども、何でこういうふうによその町村と比べると高くなるのか、このあたりの差というのはどんなふうに考えればいいのですか。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 国の示した金額が載っていると思うんですけど、保育料徴収基準額

2号の認定とかあると思うんですが、それを見ていただきますと国の基準が右側にありまして白老町の基準が下のほうになっていると思うのですが、そういった部分でもある程度まず現行の金額をベースにして今回基本方針の中に書いておりますのでそれを考えております。しかも低所得階層にある程度傾斜的に少しずつ調整していこうという考え方です。累進性をちょっと強くしたということでございます。なぜそのほかのまちはということになると思うのですがほかのまちは当然そうすると国が示した部分よりもまた上乘せして白老町もある程度今回頑張ってはみているんですけども、そういった部分で前の保育料自体がこの資料の26年度保育料基準額と27年度保育料基準額との比較というのがあると思うんですが、これ見ていただいてそれをベースにしているものですからどうしてもほかのまちよりも高いという状況があります。ただ、うちのほうも相当その解消には大分今回の改正で差が縮まっていると思っています。ですので累進性を持たしたということです。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 今の件で正確にわかりたいのですけども、国の基準の6、7割ぐらいの計算でそして現行の料金を基準にしてきたというふうに言われているわけですよね。だから大体こういう金額になるのかなと思う。国の基準から見るとこれ公平性は保たれているのだろうと思うけども、何でよそのまちが国の基準から見るとかなり安くなりますよね。これは財政力の問題になるんですか。何で国の基準が一律出てそしてそれからみんな考えるとすれば大体似たような金額になるんでないかなというふうな気はするんですけども、よそのまちなんかではかなり国の基準の半分ぐらいなところが多いですね。そうなるちょっと白老は高すぎるんじゃないかという意見が出てくるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりを聞きしたかったんです。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） そういった部分では委員さんの話もよく私も理解できますしそういう意見でございます。先ほどご説明しましたとおりこの東胆振での苫小牧、安平、厚真、むかわという東胆振は結構その保育料自体を安く設定しているんです。ほかの例えば北海道ではないところで、しかも非常にそういう待機児童をもっていたとしている部分は国の基準に近いところでやっています。こういう児童を何とか子育て支援とかそれから人口を何とか食い止めようという思いで東胆振もやっていますし白老町も今回ある程度金額的には厳密に見ていただくと結構大きく減額させているというか低所得階層に限ってみればそれなりにしている。

○委員長（小西秀延君） 藤本主査、どうぞ。

○子ども課主査（藤本路香君） 今回保育料を基準表つくるに当たって251件調べましたけれどもそのうち1階層が3%全体の、2階層が11%。2階層の中のひとり親・障害者世帯というのが20%、3階層が14%、3階層の中のひとり親・障害者世帯が3%、4階層が23%、5階層が12%、6階層が12%、7階層が2%、8階層が1人ということで、ほぼゼロに近いです。そういう内訳となっております。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今藤本のほうから説明したとおり、ある程度影響のあるところはフ

フォローしたつもりです。今原則基本方針の中でもお話ししましたとおり、なるべく去年の保育料と今年度保育料と変えない形。しかも累進性を少し強くしたということもあります。ただ、これ見て今お話ししたとおり白老町の場合は所得階層が上のほうというのもあり人数的にいないということなのです。ですから、そういうこともありますけども一応そういう形である程度の下のほうを厚くしていますということでございます。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 大体わかりました。今までの従来の料金から比べてそれに見合う形で余り影響が出ないような形で設定がされているのだと、それに努力したということではその部分が理解します。ただ理解はしたのだけれどもよそのまちが同じような考え方をしているのだろうと思うのだけど、これだけ低くなるのはどうしてなのかなというこの疑問は消えないのです。それはそれとして今までの料金から比べるとさほどアップする部分が少ないのだと結論として。そこのところちょっと確認したかったのだけれども、全体から見るとかアップはほとんど押さえたのだというふうに解釈していいんですか。

○委員長（小西秀延君） 藤本主査。

○子ども課主査（藤本路香君） 今回上がる世帯というのは先ほど数件と言いましたけれども5,000円以上上がるところが今回のいる人数では17件あるのですけれども、そこから卒園したりとかする方もいらっしゃる、後は収入によって上がる人もいるのでそこを引くと大体10件はいないかなという感じなのです。そこがやはり年少扶養控除というか、そのところが今までは考慮されていたんですけれども、その考慮がなくなったのでそのところが結構高くなるということはあるして、そういう世帯はなるべく高くしないようにという設定を、それでも高くなるんですけれどもなるべく低く設定するということになる。やはり全体から考えると3階層、4階層くらいまでを設定を低くして5階層以上を割合的にも少ないのでそこを先ほど課長がおっしゃったように少し料金をアップにして全体的には余りを変わらないような感じでというふうな設定にいたしました。白老町では現在1階層、2階層なんですけれども、2階層のところではひとり親・障害者世帯についてはここは現在無料となるのです。全体的にいうと1階層と2階層の障害者世帯合わせると全体の23%は料金のかからないというふうになっています。どちらかという先ほどもおっしゃったように低所得の方がちょっと多いのでそこを厚くするために後半の5階層以上を少しだけちょっと料金の設定を変えさせていただいたという形になります。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今町の考え方をお話ししたのですが、あとほかのまちとの関係でどうしても差があるという、どうしてなのだという事なののですが、ここの部分は基本的に以前の状況から結構保育料の差が結構あったのです。それを今回大分解消はしています。しかも低く今回の改正でほとんど多くの場合は。変わらないか低くなるのです。7割から9割ぐらいの人達はそれで今主幹のほうから300万程度、それぐらいの収入が落ちることなのです。うちのほうの町はそういうことなんです。そういうようにうちのほうも藤本の話も含めてなるべく現状維

持しながら低所得階層といたしますか、あまりいい言葉ではないですけどそういう低い階層を何とかフォローして、しかも今の東胆振の格差解消といたしますか、そういう金額をある程度上げようという基準の中で何とか精いっぱい努力してしかも200何十世帯全部の世帯を調査しまして本当にどれだけ激増するののかというようなことも全部保育料調べました。その中で階層別にはすごく変わってくる場所結構あったのですがそれをもう一度階層区分し直して何回もそういうことはほかのまちもやっていますけども、うちのほうもっとそういうところを強く進めて今回の階層別つくってみました。以上です。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 今の負担が激増する世帯に配慮するとある。激増するというのがその5,000円程度アップするのを差しているのかもっと別なところにアップ率の高いところというのがあるのかどうか、そのあたりはどうかのですか。

○委員長（小西秀延君） 藤本主査。

○子ども課主査（藤本路香君） 5,000円以上上がるというのがやはり先ほど言った年少扶養控除がなくなったところが5,000円から大体1万円くらいの間、月ですけれども上がってしまうところがあります。

○委員（斎藤征信君） それが激増する世帯に配慮する部分に当たるわけですね。

○子ども課主査（藤本路香君） そうです。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 今回保育所の入所の受け付けをしたものは25年の所得でやってくるのではないかと思うんですよ、所得の設定は26年の所得は間に合いませんよね。それでちょっと伺いたいんですけど、先ほど251件の調査を1段階は何%、何%とお話ありましたがまだこれからですよ、手続をしてもらえるかどうかということがある程度明確になったときに、委員長この世帯の町民税の所得に対して保育料標準をいくらくらと書かれたんですけど、どうも理解できないというか、前にきちんと保育料に対して何件あるという表もらったことあると思うんです、財政健全化のときかな。これだけのものを払っている世帯はこれぐらいですか、この世帯はこれだけですかと最高払っているのは1件とか2件とかと前に全部示してくれたのがあったはずなんです。だからもしそれを出せる時点になったときに白老町の状況1段階と2段階が23%で一番多いだというのがわかったんですけどもそのときは負担安くなっているけど多い人たちがどう対応していくかということもあると思うのでそれが明確になったときに委員会としてもできればこの料金の改定版のよりも町の現状をわかるものをもし出してもらえるのであればあったほうがいいかなというふうに思うんです。出せる時があると思うんですけど。

○委員長（小西秀延君） 藤本主査。

○子ども課主査（藤本路香君） まず保育料の町民税額での算定なのでですけども、今回26年度分の町民税額というのはもう出ているもので今回4月から8月までの間はそれで保育料を算定します。今度5月になると26年度分の所得がかかる27年度の町民税額が5月、6月ぐらいになった

ら決定すると思うんですけども、それをもとに今度は9月から保育料がまた新たにそれを算定として保育料が変わることになります。

○委員長（小西秀延君）　ということは、現状で先ほど言っていたパーセンテージ、数字に落として表をつくるということは現時点で可能だということですね。もし差し支えなければそれを後日でもよろしいので委員会のほうに提出していただくことは可能ですか。藤本主査。

○子ども課主査（藤本路香君）　今いる人数での新しく入って来る子についてはまだあれですか。それを含めてでしたら。

○委員長（小西秀延君）　確定する前、今現状の分と確定した分はまた別なときに確定したものをいただければ大変ありがたいかなと思います。

○子ども課主査（藤本路香君）　今現段階のでしたら大体パーセントは出すことはできます。

○委員長（小西秀延君）　資料を近々に、近々といいますか出せる時点でいたしていただいて激増するところも今後考慮するかどうか検討しているという認識ですよね。だからまだ確定ということじゃないんで、確定したときになっているのかというのがわかればよりいいかなと思いますので、その資料は委員会として請求させていただきたいと思います。吉田委員。

○委員（吉田和子君）　第2号、第3号の認定に関しては第2子は半額、第3子は全額ゼロになりますよね。そういった部分ものも一緒に出せますよね。そういうふうをお願いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君）　藤本主査。

○子ども課主査（藤本路香君）　それでは後ほど調べて資料のほう出したいと思いますので。

○委員長（小西秀延君）　ほか質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。前田委員。

○委員（前田博之君）　3点ほど。まず先ほど冒頭で委員長も質問していましたけど、健全化プランによって300万ぐらいアップすると。それについては今担当のほうで財政課長が認めていますけど、この財政健全化プランでの説明では国でこれまで2年遅れでやったんだよね。そういう部分で解消を図って町の財源の負担を軽減するために保育料を上げるよと、こういう話だったんですよ。今の話でいくと、これは理事者を含めた政策判断をされたんだということでもいいのか。だからそれが今までご議論しますけどそれがはっきり見えないんですよ。今までは国の2年遅れだったか、実際に今までこうだったんだけど、これを改定するにあたってこういうような政策判断部分が出たよということが具体的に資料提出されていけませんので、その整理をちゃんとしてほしいとまず思います。その前の説明を求めます。そしてそれを文書化してちゃんと我々にしなければいつになってもそういうあいまいな流れの中で保育に対する町としての政策判断、町民の逆にいえば保育料の軽減を図ってあげるよと。そういうものがはっきり見えてこないのその辺についてまず伺います。次、これ非常に今の保育料の6月から見直すという部分で途中から上がる可能性もあるのだけでも、ここで言っている基本的な考え方の2ページ目の白老町における利用者負担の考え方の最後に負担が激増世帯にも配慮すると。具体的にどういふ対応するかということなのですよ。具体的に言うと、公営住宅なんか1年ごとに課税状況調べてやると前の年旦那さんが失業してなかったと。働いて次ががばっとふえるということがあるので。今まで住宅使用料が2万円だった人が5万円

くらいになるとか、こんなのなら払えないと、1年遅れになってくるから。だからそういうところ保育の場合から必ずあると思いますよ。お母さん方が産休明けで働いたら給料がふえたとか、あるいは子どもを育てるために仕事やめて収入減ってそれに保育料かかるとかそういう部分が具体的に出てくると思うのだけど、ただ言葉じゃなくて負担増が激減する世帯。担当によってすごく解釈が変わってくるのです。これをどういうふうにもまず考えていますかということです。次のページのこの保育料の徴収額の1号認定とありますよね。ほかのほうは26年度、27年度の比較が見えるのだけども、幼稚園はこれ27年度以降保育料が変わらないということですか。3,000円、9,600円、14,300円、1万9,000円が26年度と比較して何も変わっていないということ。上がっている額なのですか、この辺の資料伺います。

○委員長（小西秀延君） 藤本主査。

○子ども課主査（藤本路香君） 1号認定の保育料についてですけれども、1号認定というのは今回初めて新たに設定したもののなので26年度はないですよ。幼稚園の保育料は1万8,000円ですけれども。1万8,000円というのは一律です。それでそこから就園奨励費とかの補助があって所得に応じてちょっと違うっていうところなんですけれども。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 先ほどの吉田委員の話で理解しているのだけど、今言ったように幼稚園、保育園に行っている子いるから金額わかるのです。就園奨励金でしょう。それが今度こういう段階になるということなのでしょう。その過程がわからないわけです。今1万8,000円だけど、先ほど言ったように奨励費を引いたら今度は一律こうだったのだけど、今度所得によってこう変わるということでしょう。この前段が見えないわけです。今説明受けたからわかるのだけど、仮に広報に出すとかになったときに初めてこんな説明会あったかどうかという、そういうことがちゃんと文書化して整理されてないんですかということを知っているのです。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今お話あった幼稚園のほうは、これからその部分も今まではないという、そういうようなこととかそこはちょっとわからなかったようなので、ほかの方もわからない部分あるのですが、今までは幼稚園で全部決めていたわけです。今度認定こども園とかそれからそういう給付費のほうに入るというようになればこの基準を使うということになります。次に1番目に前田委員のほうからお話のありました財政健全化プランとその関係と財政課と話しているということでお話があって、政策判断としてその部分が今回財政プランではこうなのだけども今回そういう子育て支援とかそういうものに力を入れて保育料の選定もそういう形にするのかというお話だと思うのですが、それを政策判断として理事者の合意を得て政策判断ということで理事者の合意だと思うので、その分はどうなるかというお話だと思うんですね。今渡辺主幹のほうからお話したとおり財政と予算的な部分で今整理しております。それは来年度の予算について総枠の経常費の中で本当にその部分がこういうように収入が減になって内容的に本当にこの金額でできるのかというような。要するに本当に枠組みとしてこの保育料が選定されていくのかというようなことを

今議論しています。これから理事者政策会議をして今度その中で白老町として本当この財政改革プログラムとか今後の計画の中とそれからこの保育料、子育て支援の政策についてどういう位置づけに持っていかかというのは今後政策判断等と政策会議の中で決定していきたいと思っています。ただ、今のところ今計上費の査定の中で今回19日ぐらいから理事者査定をやっていきますので、その中でまたお話ししていきたいと思っています。その中でそういう乖離が出てきたらどうするのだとかそういった部分は今議員さんのほうからもお話がありましたので、そういった部分もちゃんとご説明しながら、では政策判断ということでしょうかというようなこともそこはちゃんと説明していきたいと思っています。ただ、今のところ私どものほうの課なり財政レベルでの政策調整会議場でのレベルではこの保育料の形で進めていきたいという話はお話しさせていただきます。もう1点のほうの保育料のほうの激増の部分なのですが、これは今藤本のほうから何回も説明していましたが、国の基準公定価格が決まって町が保育料こういう形で進めていくということになれば、じゃあ国の基準から見て前の基準とうちが打ち出している基準があるのです。つまり、先ほど言いました公助の部分もありますけれども、そういったところで前の基準と今の基準、しかも所得は変わらないという世帯について激増しているところについては配慮するというのはそういう意味合いです。あと内容的には例えばうちのほうはの中で階層を少しいじってみたり、階層区分をこの階層ではちょっとまずいのでこっちの区分にすれば落ちるといようにそこまで調整させていただいております。ですので、そういった所得がふえたことによることじゃなくて所得が同じような状況であって前の基準と今の基準とこの基準で激動する世帯はどれぐらいあるのかということとを全部調べまして、ではその部分をもうちょっと配慮できないかということでこの中身で配慮させていただいています。何かほかに今委員さんの言われた配慮するようなことというほかの保育料のほかの部分での配慮というわけではなくて保育料の階層別ですとかそういった部分でやっていきたいと思っています。あともう1点は、どうしても所得が途中でがんと上がって、どうしても保育料が払えない状況になるぐらいの金額に上がってしまったとか、そういったところについては個別にこれからそういった事情があった場合にはちょっとこちらのほうもそれこそ判断させていただくような形になると思います。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今激増する世帯に配慮するというのは、私は今までの説明ではなくてことし入っていたけども基準が変わって来年が今までの階層で1万なのが4万になったとかなりますよね9月なんかにも。そういう部分の対処がこの保育料の基準額設定ですが、そうしたら今課長言ったことによって、その人によって何かそのとき考えるというような話にならないでしょう。担当者の鉛筆なめる数字にならないでしょう。この所得金額変わっているのだから。そういうものに対する激変緩和をする部分についてここで言っているのかどうかということです。そういう対処だから今言ったのはすごく裁量的というか恣意的なものになってしまう、今の答弁では。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今のお話なのですが、その激増というのは激減緩和、委員もご

承知のとおり制度自体の制度設計に入って不利益をこうむるという世帯です。結局こういう基準に変えたときに同じ所得なのにこっちの部分ではどうしても上がってしまうというところについてある程度階層別に整理していったということなのです。だからあえてそういった部分で整理させていただき、本当はこの基準でいくとどうしても、そうした階層を少し分けてみるとか、そういう形になっていくのです。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 意味が違うのです。今この制度が始まる時にいろいろな説明を受けて聞いている。これだけの26年度からいけばもっと階層をふやしているわけでしょう、所得階層細かくして。この制度が始まったときにことは27年度の保育料は1万だったよと。だけど28年度になって所得見たらいろいろ状況変わって所得ふえたよと。これが1万円の保育料だったのが3倍になったよと。そういうときに結構苦情が出たり払えないとなる場合はあるわけですよ。こちらとすれば収入ふえているから当然なのだけど、そういう部分についてのここで言っている意味なのかということ。あくまでもそれは所得ふえたからこうですよと、これは決まったとおりですよというふうな筋だと思っただけでも、ここでいっている運営上の保育料の激減を配慮するというのはそういう意味ではなくて、制度が始まる時にそういうことということなのです。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今委員さん言われたとおり後者の部分です。ですから、この制度この設計の仕方の部分での考え方なのです。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 国はあくまでも数字を決めてきましたよね。まだ正式に来ていないとお話されていましたが、その正式に決めて国の水準に対して白老町として新制度における利用者負担について世帯の所得の状況をその他の事情を勘案して定める応能負担とされるというふうになっていますよね。だから、町がどういうふうにそれをきちっと認めるのか、だったらどうなのかっていうことを毎年1年ごとですから1年ごと所得が変われば毎年申し込んで毎年その保育料を計算されるわけですから、だから幼稚園は先ほど言ったように決めて幼稚園自体が27年度は現行のままですと、新制度は従いませんということですからそれはその足りない分は幼稚園が負担してやっていくとか、幼稚園がその範囲以内でやっていくということだと思っただけですよ。白老町も現行のそういうつくりの水準に対して激変緩和策をやるのであれば財政健全化プログラムとの整合性をきちっと図っていかないと町が激変緩和策をやったり、それから保育料の国の定めた水準でやっていくと足りない分、多い分激変急に変わった人が払えなくなった分とかそういったことを考慮していったときには、その実施主体である白老町が定めてその不足分は白老町が持たなければならないのですよね。そういうふうになっていますよね、今回の基準は。だから、そのことをきちんと明確にしておかないと先ほどの答弁で私も聞いても思ったんです、決めておかないとじゃあこの人はこうだからそうだね。でもあなたは頑張りなさいと言えないですよ。基準はやっぱりつくっておかないと激変緩和策に対しての状況の減額に対してどう対応するかっていうことをきちんと基本的なも

のを決めておかないとその都度みんな事情違いますから、いろんな形があると思いますので基本的なことを決めておかないと議会に出されてきたときに、こういう人がいたのだけどうなったのかというにことになってくると思うんですよ。その激変緩和策をやる根本の中に町が負担をするという町が出すということですから平等性がないとだめだと思うんですよ、受ける側に対して。そんなに収入、保育料が高くなならないけど払えない人もいるかもしれないもしかしたら。激変に変わらなくてももしかしたらいろんな面の事情でそういったこともどんどん出てくると思うんですよ。だから、あくまでも本当は国の基準でぱっとできて、これは基準ですからこうなのですよと言えればこれほど楽なことはないと思うんですけど、もし町がこの水準を基本に変えていくということになれば変えていくための基準をきちっと決めないと厳しいんじゃないかなと。受ける側がこれはもうみんなそうだねと納得できるものをきちんとしておかないと厳しいんじゃないかなというふうに思って今聞いていたのですけども。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時 39分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。局長は席を外しますが、先ほどの件基本的考え方についてのクの部分負担が激増する部分にも配慮するという一文がございます。これについて議論が深まっておりますがこの計画に対する激増に配慮するという事で皆さんにはご理解をいただき、年収その他についての激変等に関する部分につきましては、この本計画とは別ということで考えていただきたいと、そういうことで整理をして先に進めたいと思います。そのほか今までの件でご質問はありますでしょうか。ないようであれば次の説明に移らさせていただきますと思います。それでは白老町子ども・子育て支援事業計画素案、こちらの概要編のほうでご説明を願いたいと思います。渡辺主幹どうぞ。

○子ども課主幹（渡辺博子君） 子ども・子育て支援事業計画についての私のほうから説明させていただきます。まず資料の確認ですが、事前にお渡しています素案ときょうお配りしています概要版。それと資料2というふうに書いてあります事業一欄という資料3つございますので、これをちょっとご覧いただきながらお話し聞いていただきたいと思います。まず概要版のほうを中心にご説明させていただきます。まず概要版の1ページ、表紙をめくりますと子ども・子育て支援事業計画はこんな計画ですというところで、この計画の特徴を載せております。まず3点ございまして、幼稚園や保育所等の量の見込みとその確保の方策をこの計画で示します。また地域における子ども・子育て支援の取り組みを示しています。3点目ですが、専門性の高い支援の充実に向けた取り組みということで、支援の特に必要な虐待を受けている子であるとか、あと障がい児に対する取り組みを示してございます。1ページになります。計画の概要です。計画の位置づけ。この計画は子ども・子育て支援法に定められていますが、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられます。なお白老町における子育て支援の総合的な計画ということの位置づけを持ちます。またこ

の計画については平成 17 年度に制定されました白老町次世代育成支援行動計画、この計画の施策を継承することといたします。そしてほかの計画、地域福祉や障がい者計画などと連携を図って子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受けもつものとなります。計画の期間であります。平成 27 年から 31 年度までの 5 年間といたします。この計画を策定するにあたっての体制でございますが現在も子ども・子育て会議設置しておりますが、この会議の中で計画案について審議を重ねてきました。また昨年 1 月から 2 月にかけて就学前の児童と小学生の児童の対象にアンケート調査を実施しました。このアンケートの結果に基づいてこの計画の中身を策定しております。2 ページ目にいきます。まずこの計画の内容を進める前に本町の現状ということを書いてございます。まず、人口の動態ですが、白老町の人口の推移をご覧ください。白老町は 21 年が 2 万 111 人でしたが 26 年度は 1 万 8,542 人となっております。年齢区分ごとでは 65 歳以上の高齢者は 21 年度 6,382 から 26 年が 6,983 と増加傾向にありますが、14 歳までの年少人口については 2,084 人から 1,642 人と減少傾向となっております。小学生以下の児童人口に関しては就学前・小学生ともに年々減少傾向にあります。3 番目ですが、出生者の推移であります。このデータが人口動態統計からとった出生数となりますが平成 25 年には 77 ということで 21 年から比較しますと 23 名の減となっております。現在平成 26 年も現状では、年度ですから 4 月からはなりますが現状で 50 名程度の出生数現状です。年度に直すと 3 月までですともう少し伸びるかと思いますが現状としましては 50 人前後を推移しているということになっています。4 番目に合計特殊出生率を載せてございます。出生率に関しては国や道と比較しましても大体同水準で推移していると思えます。国と比較しますと水準としては低いんですが道とは同じような水準で推移しています。女性の就労の状況であります。これについては 30 から 50 歳の就労率の上昇が見られますが、50 歳以上については道よりも就労率が低い状況となっております。6 番目の将来人口推計です。こちらは 27 年度から 31 年度まで総人口年少人口ともに減少傾向にあります。この計画の最終年の 31 年には総人口が 1 万 6,848 人、これに対する年少人口が 1,358 人と見込まれております。次に 5 ページの子育て支援の状況であります。現在白老町には 4 園認可保育所がございますが、認可保育所の利用状況であります。平成 22 年度は 233 人おりましたけれども 25 年度では 239 人ということで保育所の利用に関しては若干でありますが増減が見られるということになります。26 年度については定員に対して利用者数は白老小鳩、緑丘保育園の私立に関しては定員数を上回っている状況であります。次に幼稚園の状況であります。平成 22 年 103 人いましたがこちら定員数を減らしたということもありますので 26 年は 80 人というふうなことで年々減少傾向にあるということです。6 ページ、放課後児童クラブ利用者の状況であります。こちらは低学年と高学年に分けております。白老町現在基本的には 3 年生までの受け入れとしております。特に町が認める場合については 4 年生から 6 年生までの受け入れを行ってございます。これについては合わせた数字であります平成 22 年度 101 人がおりましたけれども 25 年度については 107 人と年々増加傾向にありましたが平成 26 年度に関しては 83 人と前年度からは減少をしております。続きまして 7 ページの時間外保育事業です。こちらについては、私立保育園 2 園で行っておりまして 18 時 30 分から 19 時までの 30

分間実施しております。こちらの利用者の推移ですが、緑丘保育園が25年度から事業実施しております。26年度それぞれの実人員であります。緑丘保育園で3人、小鳩保育園では14人となっております。次の子育て短期支援事業。こちらについては白老町では現在実施しておりません。6番目の地域子育て支援拠点事業。これは子ども発達支援センターと子育てふれあいセンターの2カ所で開催しております。年間の延べ利用者人数を載せてございます。手続しまして一時預かり事業ですが、こちらは幼稚園における在園児を対象とする預かり保育です。こちらさくら幼稚園で実施しております。平成22年度から23年度1年間で増加はしておりますが25年度1,223ということで利用者数が推移しております。次の一時預かり事業で、こちらの在園時ではない子供を預かる事業でございますが、こちらは白老町では現在特に保育所等での預かり事業が実施しておりません。ただ類似の事業としましてファミリーサポートセンターで保護者の短時間や臨時的就労の場合の預かりなどを行っております。表に載せてあるのは就学前の児童の延べ利用日数でございます。22年度から25年度まで年々増過して推移しております。8ページ目、こちらが子育て援助活動支援事業、ファミリーサポートセンターで、こちらについては小学生以上の預かり事業の利用状況を載せております。小学校低学年に関しては年々増加しております。23年から24年度こちらは定期的に利用される方がいるということで24、25という延べ利用日数が増過しております。逆に4年生高学年については年々減少傾向にあります。病児・病後児保育について現在は正式な病児・病後児保育は行っておりませんがファミリーサポートセンターの事業の1つとして病気のときの預かりの援助を行っております。利用者支援事業です。こちらについては教育委員会の子ども課において保育所の入所の申し込みや子育て家庭の個別のニーズの把握や子育て支援などの総合的な子育てに関する相談や関係機関との連絡調整を行っております。乳児家庭全戸訪問。こんにちは赤ちゃん訪問事業と呼ばれるものですが、こちらの保健師さんが乳幼児家庭を全戸訪問しております。妊婦健診につきましても、こちら妊婦一般健康診査に対して助成を行っております。養育支援訪問事業につきましてもこちらは保健師が家庭訪問をして子育てに関する指導助言などを行っております。また白老町に訪問型の家庭教育支援チームもございますが、こちらのチームのメンバーも子育て中の家庭に訪問して子育てに関する悩みなどを聞いているというようなことがあります。9ページ目に移りますが、この計画の基本理念です。この計画は白老町次世代育成支援行動計画を継承する計画と位置づけることとしましたので基本理念についても継承して各種施策に取り組みたいと思います。基本理念は全ての子供たちが幸せを実感できるように子供が、親が、地域が支えあいみんなが育つ元気まちということを掲げたいと思います。続まして基本目標です。今回8目標上げました。前回の次世代育成支援行動計画のときの基本目標は7つでございましたけれども、その中でこの基本目標1で上げておりますが幼児期の学校教育・保育の充実という部分を基本目標2、地域における子育ての支援と一体となっておりましたが、これからは別にしてよりわかりやすくということで別に目標を定めました。基本目標1、幼児期の学校教育・保育の充実。目標2、地域における子育ての支援。目標3、妊娠・出産期からの切れ目のない支援。目標4、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備。目標5、子育てを支援する生活環境の整備。目標6、職業生活と家庭生活と

の両立の推進。目標7、子供の安全の確保。目標8、支援が必要な児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進という8つの基本目標を掲げました。続きまして10ページ目はその基本理念、基本目標またその基本目標に対する施策の展開ということで体系図を載せてございます。11ページの施策の展開です。まず基本目標1についての施策の展開ですが、2つの方向性を持って進めたいと思います。まず1つ目が教育・保育施設の整備です。現在町内には4カ所の認可保育所があります。幼稚園については1カ所ありますが、保育所については定員よりも現在で30名ほど多い利用者があります。定員が多くても今受け入れはしておりますけれども定員よりも多く利用者がいるということ。また今後働く母親が増加したり乳児から保育所への入所希望が増加している現状がございます。このことから定員増や必要に応じた施設改修を行ってニーズ量に見合うだけの提供体制を確保していきたいと思います。また、続きまして教育・保育内容の充実ですが、ちょっとダブルとありますが1点目に上げているのが乳児からの受け入れ体制を計画的に整備していきたいと思います。また保護者の多様なニーズが答えられるように一時預かり事業や延長保育事業など実施してより一層内容充実させたいと思います。また教諭や保育士の技術や技能を含む研修を通じて質の向上を図りたいと思います。続きまして基本目標に地域における子育ての支援。これら施策は2つ上げております。1点目の地域における子育て支援サービスの充実です。こちら引き続きですが、子ども発達支援センターや子育てふれあいセンターの2カ所において子育てに関する相談や親子同士の交流を図っていきます。また各地域において自主的に行われている親子の交流を促進していきたいと思います。また、子育て情報を積極的に発信していき子育て家庭の個別のニーズにも的確に対応できるように情報提供をしていきたいと思います。また利用者支援を充実させて子育て家庭のライフスタイルに合わせた多様な支援や相談体制を充実して、これまでの取り組みをさらに推進していきます。次に12ページ、子育て支援のネットワークの充実です。こちら関係団体との連携などを図りまして地域全体で子育てができるように子育て支援サービスのネットワークの構築を促進してきます。また子育て支援にかかわる人材の発掘・育成を図って地域ぐるみで人材の活用を図ってきたいと思います。基本目標3の妊娠・出産期からの切れ目のない支援ですが、こちらの施策3点上げています。1点目の子供や母親の健康の確保です。妊娠期から継続した切れ目のない母子保健サービスを一層充実させます。育児や子供の発達に関するさまざまな不安や疑問を早期に発見して継続した支援を行います。またこんにちは赤ちゃん事業などをはじめとして訪問指導や養育支援必要とする家庭の相談支援体制を充実させて母親の孤立防止に努めていきます。また、医療費の助成や養育医療費など子供が必要とする適切な医療が受けられるような取り組みを進めていきたいと思います。地域におけるさまざまな子育て支援サービスと連携して子供の健やかな成長を見守る地域づくりを進めていきます。また乳幼児健康診査の充実を図り子供の育ちに関する適切な情報提供を行い普及啓発に努めます。また育てにくさを感じている保護者に対しても必要な支援が行えるように関係機関と連携してまいります。2点目に上げておりますが思春期保健対策の充実です。妊娠期前からの妊娠・出産育児に関する正しい知識の啓発に努めます。また思春期の子供の身体的・心理的状況の理解と行動の受けとめができる地域づくりを進めて学校保健等と連携し思春期の心と

体の健康づくりを進めていきます。3点目の医療体制の充実です。全ての子どもたちが安心して適切に医療サービスを受けることができますように関係機関などと連携して小児医療体制の充実に努めてまいります。基本目標の4、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備です。こちらは4点の施策を上げております。1点目、次世代の親の教育。子どもたちが次代の親としての自覚と正しい知識を持てるように幼稚園や保育所等での交流事業や学校教育などでの多くの機会をとらえた啓発事業の一層の推進に取り組みます。教育環境の整備です。次代を担う子どもたちや個性的に生きる力を伸ばすことができるように豊かな心の育成に引き続き取り組みます。また児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるようにさまざまな悩みを相談できる体制の一層の充実を図ってまいります。3点目、家庭や地域の教育力の向上です。各家庭での子育て力が向上するように学校教育などを通じて親子が地域として接する機会の充実を目指します。また家庭教育の支援や世代間交流なども実施して学校や家庭地域などを通じて地域社会全体での教育力の向上を目指してまいります。4点目、児童の健全育成です。青少年が社会に適用して自らの力で未来の社会をよりよく変えていくことできるように健やかな成長発達を支援してまいります。そのために関係機関と連携しまして街頭指導とかキャンペーン活動の充実を図ります。大人と青少年規範意識をともに高めながら活動を推進してまいります。また有害サイトや喫煙・飲酒・薬物乱用など危険性について学校教育をはじめ多くの機会に青少年やその保護者などへ普及啓発し有害な図書や情報など青少年に悪影響を与える有害環境の解消に取り組みます。基本目標5、子育てを支援策する生活環境の整備。こちらは1点上げておりますが、生活・居住環境の整備です。子供連れでも安心して自由に行動できるように公園の整備また安全に歩行できる歩道の確保、子育てバリアフリーの推進に努めてまいりたいと思います。また14ページ、基本目標6、職業生活と家庭生活の両立の推進。施策を2点上げております。まず1点目、多様な生き方の実現及び働き方の見直し。こちらは多様な生き方ができるように事業所等への協力を呼びかけて育児休業取得などの労働環境の整備を促進していききたいと思います。また男性の育児休業の取得を推進していくなど、仕事と生活の調和のための働き方の見直しを進めていきます。2点目、職業生活と家庭生活の両立の推進。ワークライフバランスの考えを住民や事業所など広く地域社会に浸透させて母親と父親が両方とも育児休業などの取得促進ができるように、また労働時間の短縮などもできるように積極的な子育て環境づくりを促進してまいります。また地域の経済団体や労働団体またその他の活動団体などと連携して子育て支援に関する先駆的な取り組みの紹介など雇用関係の充実を図ってまいります。基本目標7、子供の安全の確保。こちら3点施策を挙げております。1点目が交通安全教育の推進です。大人が子供の見本となるように関係機関や地域と連携しながら交通安全教育や交通安全運動の推進に引き続き取り組みます。2点目、子供を犯罪の被害から守るための活動の推進。防犯意識の高揚や防犯灯の整備を進めるとともに防犯協会はじめとする関係機関との連携でパトロール活動などの実施的な防犯活動支援しながら地域全体で防犯体制の強化を推進してまいります。また子供が有害サイトを通じた犯罪の被害に遭わないように地域住民や関係機関や団体と連携して児童のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発を行います。3点目、被害に遭った子供の保護の推進です。

犯罪などの被害に遭った子供の精神的ダメージやストレスまた悩みなどを解決するために青少年センターや児童相談所などの関係機関とも連携してきめ細かな相談や適切なカウンセリングを実施してまいります。基本目標 8、支援が必要な児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進。こちらは 3 点の施策を上げてございます。まず 1 点目、児童虐待防止対策の充実。児童虐待の早期に発見・未然防止のために要保護児童対策地域協議会を中心としまして関係機関が連携して相互に情報を共有して推進をしてまいります。また養育支援の特に必要な家庭については、養育支援訪問事業などによって専門的な指導や育児、家事などのアドバイスをを行います。地域住民に関しては児童虐待防止に向けた啓発活動を継続して実施するとともに児童相談事や警察などの関係機関との連携を強化して問題への早期発見、早期対応を図ります。2 点目、ひとり親家庭への支援です。ひとり親家庭に対する情報提供や相談を充実するとともに関係機関との連携を密にして経済的自立に向けた支援を行います。また、日常生活支援を行う事業を進めるとともに一般世帯に比べて低い所得水準となっている家庭、ひとり親家庭など支援するために経済的支援や就業支援を進め自立と生活の安定を促進してまいります。3 点目、障がい児施策の充実。障がいのある子供やその家族の気持ちに寄り添ったって多様な支援を提供することができますように総合的な相談窓口の整備に取り組みます。また関係機関と連携しながら障がい児施策の体系的な推進に取り組みます。障がい者医療費助成事業については今後も継続して事業を実施して障がい児の医療にかかわる経済的負担の軽減と保健福祉向上を図ってまいります。これらの施策の展開ですが、次世代育成支援行動計画、こちら継承するというので施策を上げましたが具体的な施策の内容については改めましてこちらの支援事業計画についても行動計画を策定してより一層の施策の展開を図ってまいりたいと考えてございます。16 ページ、子ども・子育て支援サービスの内容です。まず 1 点目、教育・保育提供区域の設定です。以前にもこちらお話をさせていただきましたが町内の全域を 1 つの区域としてこの計画を策定させていただきます。2 つ目の幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容です。こちらについては資料 2 もご覧いただきながら説明させていただきますが、最初保育施設につきましては資料 2 の 3 ページ、4 ページになります。保育施設ということで認可保育所、認定こども園の保育所の部分が該当します。こちら 27 年度のニーズ量をご覧いただきたいと思っております。こちらについては平成 27 年度小鳩保育園が認定こども園に移行してまた 28 年度にさくら幼稚園が認定こども園に移行するというを予定してございます。ニーズ量の見込みとしましては計画期間 27 年度から 31 までご覧いただきたいのですが、計画期間においてニーズ量が実は確保内容、提供できる数を上回っております。ただ先ほども出生数が今年度予定よりも低くて現状で 50 名前後ということがあります。そういう状況も踏まえますと、こちらニーズ量を満たすだけの施設を現状で提供するよう整備するのではなくてそれらの状況も踏まえながら施設の整備を進めていきたいと思っております。それでこちらの計画の中ではニーズ量が確保内容よりも上回ってこれではニーズ量満たせないのではないかと内容になってございますけれども、こちらは定員数よりも多めに施設側も受け入れることができるという制度の内容でございますので、そういう制度の活用も考えながら、また今後の子供たちの出生数などもその状況を見据えながら制度を整備していきたいと思っております。31

年度、計画最終年度ではマイナス 15 という差異が出ていてこの部分の不足が生じておりますけれども、こちらがその制度の定員よりも多く受け入れが可能という内容を活用しますと提供することが可能ということになりますので数字的にはマイナス 15 ということが出ておりますけれども、そういう制度を活用していきたいと考えてございます。続きまして特定教育施設ですが、こちらが幼稚園認定こども園となります。こちらが保育園 1 園が認定こども園に移行する、また 28 年度にさくら幼稚園が移行するというに基づいた確保内容となっております。こちらについては 27 年から 31 年度までの計画期間におけるニーズ量以上の確保内容が提供できるということになってございます。続きまして 17 ページ、地域子ども・子育て支援事業見込み量と確保の内容をこちら一覽にまとめております。資料 2 では 5 ページ以降に同じような内容が書いております。よりこの概要版の内容よりも詳細に書いてございますのでこちらもご覧になりながら説明させていただきます。まず、地域子ども・子育て支援事業の中のまず 1 つ目です。上から順に申します。利用者支援事業ですが、こちらについては現在子ども課で行っております総合的な相談窓口ということで引き続き行政の担当窓口による対応をしていきたいと思っております。地域子育て支援拠点事業、こちらが継続実施を予定しております。2カ所、子ども発達支援センターと子育てふれあいセンターの2カ所でニーズ量に見合うだけの確保できるというような内容になってございます。一時預かり事業在園児対象です。こちら現在はさくら幼稚園 1 園であります、今後 27 年度以降は小鳩保育園が認定こども園になりますので、小鳩保育園においても一時預かり事業を必要に応じて実施する予定でございます。量の見込みに対する確保の内容が企画期間とも対応ができるというような計画になってございます。続きまして在園児以外の一時的預かり事業ですが、現在は保育所等ではこの事業は実施しておりません。類似の事業としてファミリーサポートセンターで就学前の子供の預かり事業を行っております。27 年度以降は現在行っているファミリーサポートセンターと小鳩保育園の認定こども園において在園児以外の子供も一時預かりを実施する予定でございます。こちらについても計画期間と 27 年から 31 年度まで量の見込みに対して確保はできる内容となっております。乳幼児全家庭全戸訪問。こちらは現在保健師による訪問を実施しております。27 年度から 31 年度までの量の見込みに対する確保の内容ができるというような内容になっております。こちらについては最初事前にお配りした素案が 90 で出しておりましたが現状出生数が減少しているということもありますので概要版は数字を訂正させていただきました。現状により近い数字ということで 77、73、29 年度以降は 70 という数字に置きかえております。次の養育支援訪問事業。こちらの実人数ですがこちらが保健師による支援を継続して実施する予定です。量の見込みに対する確保の内容ができる内容となっております。ファミリーサポートセンター事業、こちらが就学児の預かりということで先ほどの一時預かりと分けております。就学児の預かりのニーズ量がご覧のとおりで少ないんですがこちらが引き続きファミリーサポートセンターでの預かりということで確保していきたいと考えております。続きまして 18 ページ、子育て短期支援事業。こちらにニーズ調査したときにニーズがなかったものから、こちらは実施しないという予定でおります。今後のニーズなども踏まえながら実施するかどうかを検討していきたいと考えております。時間外保育事業です。こ

ちら2園で現在行っておりますが、引き続き認定こども園と私立保育園で行なわれます。こちらもちょうど計画期間に対するニーズ量を確保できる内容となっております。病児・病後児保育、こちら現在に正式な病児・病後児保育はやってございません。ファミリーサポートセンター事業において病気のときの預かりを実施しております。27年度から31年度においてもファミリーサポートセンターで事業を実施していただくように考えてございます。ただ、実施する提供会員の人数をふやしたり、事業について支援を充実させること考えております。放課後児童健全育成事業ですが、こちらは現在5クラブあります。27年度においても5クラブで実施して28年度以降は学校が統合されるということでクラブ数は1つ減りまして4クラブでございますが実施を予定しております。対象児童ですが、現在3年生までを27年度以降は6年生までに拡大して実施をする予定でございます。妊婦健康診査事業です。こちらは量の見込みについての内容が確保できるという内容になってございます。こちらもちょうど引き続き健康福祉課で実施しておりますけれども実施内容は同じように一般健康診査14回までと超音波11回、また精密検査も必要として公費負担をする予定でございます。こちらについても事前にお配りした素案90で推移していますが77、73、70というふうに数字を置きかえてございます。19ページ、計画の推進体制です。市町村の責務ということで子ども・子育て支援法では市町村が量の確保と質の改善などに取り組む必要があるとされております。また事業主の責務や国民の責務なども定められております。計画の推進に向けた役割です。この計画を推進するためには町民一人一人が地域全体で子供と子育て中の世帯の支援の必要性について深く理解していただくこと。また自らの問題として取り組む必要があると考えます。そのために道や市町村のほか家庭や地域また保育所や幼稚園などがその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められていると思います。計画の推進に向けた3つの連携でございますが、こちらは本計画を実現に向けて市町村内における関係者との連携と協働を進めてまいります。また、近隣の市町村との連携と協働も進めてまいります。また、国や道との連携、また関係機関部局との連携と協働も進めていきたいと考えております。第7章、次世代育成支援行動計画の評価です。こちらの事例に配りした素案に各項目について細かく評価を載せてございますが、まとめということで載せております。これご覧いただきますと前の行動計画では7つの基本目標でございますので7項目について載せております。これを見ますと100%実施しているのではないかなというところがございます。ただ、全く実施できていないところもないというところで達成率が60から100%未満のところの評価をしております。その中でも4番目、5番目、子育てを支援する生活環境の整備と職業生活と家庭生活との両立、これについては企業等の普及啓発があまり進まなかったというところがございます。それで評価としてはCというところで達成率が8割にも満たなかったという評価になってございます。これらの行動評価も含めて今回の子ども・子育て支援事業計画の施策の展開を図ってまいりたいと考えて計画を策定いたしました。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） ただいまご説明をいただきました。概要版含めて資料2そして内容は素案にも及びますが質問のございます方はどうぞ。本間委員どうぞ。

○委員（本間広朗君） ちょっとお昼過ぎているので、何点か聞きたかったのですが、基本目標

の中に1番目、2番目今回これ分けたという説明もあったんですけど、わけた狙いというのか中身は書いてありますけど、具体的にどのようなことを今後やっていくか。前から地域における子育ての支援という学校もそうですけどいろいろなところで言われてきたことなんで、なかなか僕あれかもわかんないですけども、具体的に学校もそうなんですが見えてこないで今回わけたにはいろいろとそういう狙いとか本当に具体的な狙いがあるのではないかなと思って見ていたんですけど、その辺どうなのかなというのが聞きたいんですけど答えれる範囲内でお願いしたいと思います。あったのだらうと思いますけど現在までどのようなことをやって、達成率見る何%と書いてあるけど、現在子ども課が所管というか担当しているんな対策つくっていくのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 渡辺主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） 前回の次世代のときの行動計画の基本目標を今回は2つに分けたという狙いですが、保育ニーズが高まりなどがございます。実際に定員よりも常に利用者が多い状況もございます。そういう状況も踏まえまして教育・保育施設の充実がまず大事になってくだろうというところで今まで地域における子育て支援、子育て環境の整備というところでほかのサービスと一体的に進めますというような計画となっておりますけれども、そうではなくて教育施設、保育施設をまた新たに別に重点的にも整備していく必要があるだろうということで分けさせていただきました。これから子育て支援、当然子ども課のほうで中心になってやっていくことになるかと思えます。いろんな関係団体、町内に子育て支援の団体がございますのでその団体との連携さらに強化していろんなニーズもそういうところが押さえているニーズもありますので、ニーズもふまえながら子育てしやすいまちづくりということもありますので、そういう考えも踏まえながら子ども課のほうでも総合的に子育て支援を進めていきたい考えでございます。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今主幹のほうからお話していただいたんですけども、この施策の展開の第4章、基本目標そしてこれに今度枝葉をつけて事業をそれぞれ5年間展開するわけです。それでその中では当然子ども課が子ども・子育て部分やるんですけど学校でありますとかいろいろ関係機関全部それぞれ連携を取ながら進めていきたい。当然その今の次世代の計画を継承していくわけですから、今まで次世代の行動計画については子ども課が事務局としては推進しておりますので、その部分で継承するという形になれば今の体制であればそういう形で進めて、子ども課を中心に進めていくということです。連携もとりながら十分各課連携先ほど言いました団体との連携もとりながら。ネットワークというのはこれからキーワードだと思いますのでその部分は十分やっていきたいと。そして年次計画的に進めていきたいと思っています。以上です。

○委員長（小西秀延君） 本間委員どうぞ。

○委員（本間広朗君） 聞いていいかどうかちょっと迷ったんですけど、例えば前に次世代のあれがあったんですけど、今ファミリーサポートやっていますよね。そういうところの地域によってはちょっとなかなか利用しづらいというところもありましたよね。以前確かあのときは海の子に何

かそういうのをつくとかつくらないとあって、それもまだ具体的にやってないですよ。やってきたかどうかわかんないですけど、その辺のところとかも。だから具体的じゃあそういうような地域の支援というか、そういうところも踏み込んでやって、これかやると言っているんですけど何かそういう具体的なところが見えなかったので先ほど言ったようにわかっている範囲であれば本当に何かそういう具体的なことがわかれば、まだ発表できないかもしれないですけどいろいろとこれからやるとしたらわかる範囲でできれば。

○委員長（小西秀延君） 渡辺主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） 今地域子育て支援拠点事業という事業がございます。これは今2カ所でやっているのですが子ども発達支援センターと子育てふれあいセンター。発達支援センターは竹浦地区で現在は定期的に子育ての相談に応じたりとかという事業展開しております。虎杖浜地区では現在実施はしていないのですが今後の状況も踏まえてそこ竹浦だけ限定ということにならないように支援はしていくように今後展開していきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 補足ですけど虎杖浜については海の子保育園のほうで交流保育という形で地域の子育て拠点としてはしていると。ただ今問題が出ているのが子供たちが少なくなってきましたよね。それで竹浦とか当然子育てのそういうセンターのほうで派遣行っているんですけどなかなか親御さんが集まってこないというのがちょっとあるものですから、そこはちょっと事業の再編も考えていかないとならないなと思っております。実際今のセンターの役割とそれからいきいきはすくすく3・9、そういった部分は十分やられているのですが、どうしても竹浦とか虎杖浜というところがやっぱり出生率も落ちて子供たちも少ない部分もあってなかなか活動としてはですね。場は提供しているのですがなかなか利用できていないところが課題としてはあります。

○委員長（小西秀延君） ほか、山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。説明いろいろありがとうございます。また基本理念に基づいて基本目標、それに対する施策の展開ということできめ細やかに施策が組まれているなというふうには実感するのですけれども、近隣の自治体の保育料よりうちのほうが高いと。でも高いけれどもこんな質の高い教育を幼児期から受けることができるんだよというセールスポイントがあれば子育てを白老町でやろうというちまたのうわさというか、子育て世代においてそういう口コミができるようなまちづくりをしていきたいと思っていますのですけれども、その要となるPRポイントのようなところをどこが責任を持って考えていくのかというところの見解、すごく大きな大まかな質問で申し訳ないですけども、その見解についてお訪ねしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 渡辺主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） 特色ある教育や保育を実施するというのは、当然私たち要するにいろんな支援も必要かと思えます。ただ事業者の考え方というのも大きくあるかと思えます。ですからそこら辺は事業者と私どものほうでいろいろと話を進める中でどうやったら人が呼べるようになるか、親が通わせたいと思うようなどういう園になるかというのは私たちもいろんな情報を提供

しながら、またその情報をもとにして事業者のほうでも考えてもらえるようにぜひ今後も進めていきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今主幹のほうで具体的に保育園とかそういった部分のお話があったと思うのですが、実際今子育て支援という部分では当然これからいろいろな機関、先ほど言いましたネットワークということで連携しているところで事業所もそうですし行政もそうですけども、1つの目的を持って白老町で安心して子育てできるような環境づくりというのが1番大事だと思うんですね。そのためにはみんなそういう1つの方向性を持ってベクトルに向かっていくということが大事だと思うんです。特に今回例えば目玉商品がというお話ですけどファミリーサポートセンターとかという非常に柔軟に民間活動していますし、当然それは町も委託とかそういう形で支援はしているんですけどもこういった部分でありますとか、あと療育という部分にはなると思うんですが発達支援センター持ってますし、そういう今子育ての中での障がいといいますか子供たちが発達障がいとか、そういった部分での発見でありますとか療育というところもあって、そういった部分では発達支援センターと保育園とのかかわり、また保健師とのかかわりという中で課を超えた中で進めていっている療育体制は本当に町としては結構自慢できる部分ではないかと思っています。そこに専門家もいますので人件費的な部分もあるんですけども、そういったところで専門家を持ってやっているというところは結構大きいと思いますし、ほかの町から評価されていると思います。あとは今のファミリーサポートの部分には柔軟な今後よりその働き方柔軟になってくるので、それに対応する形がこれから必要ですし、そういった部分主幹のほうからお話のあった事業者とか私どものほうで例えば一時保育、一時預かりですとか延長保育といった部分も十分その事業者と相談しながら進めていかないとと思っています。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほかがございますか。斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 1点だけ伺います。素案の36ページ、概要でいうと16ページあるのかと思うのだけでも、認定こども園にそれぞれ小鳩とそれからさくらが移行するということで、これに対応することが書かれているのですが、我々認定こども園を考えたときに都市部なんかでいろいろとそういう問題のあるところでこういう方策をいろいろと考えるのかなという程度ぐらしか押さえていなかったんですけども、白老が早く手を挙げたということで、どういうことなのか。認定こども園に移行するメリットという理由は何だったのかということ。それからその手続を先ほど12月の暮れに手続きを取ったという話聞いたわけですけども、その手続はどんなふうになっているのかということ。そしてあくまでもこれ町との関係がないわけじゃありませんので、民間だから勝手にやりなさいではないはずなんですよ。町としてどういうふうになんか協議をして、町としては認定こども園を立ち上げるのにどういう判断に立っているのかという、そこら辺の判断を知りたいということと、もう1つは今小鳩とさくらが一緒になったときに数を補充するという、確保するというようなものであるとすれば、残りの先ほどもちょっと話が出てました虎杖浜、竹浦そして緑との影響というのか関連というのはどういうふうにするのか。小鳩とさくらだけがやるのだったら

勝手にやりなさいと。あとはそれぞれ自分で考えるべきなんだということに押さえていいのか。全体に影響することだと思うので、そのあたりどんなふうに判断に立っているのか、そのあたり聞きたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 渡辺主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） 認定こども園にするメリットでございますが、認定こども園は教育が必要であったり保育が必要であったりと両方の子供を受け入れることができます。それぞれに預ける時間が変わってきます。それは親の就労の状況によって預ける時間が変わってきますけれども、例えば親が仕事が変わった。

○委員（斎藤征信君） 一般的なあれではなくて白老で何を理由にしてこういう申請をしたのか、そのあたりを教えてください。

○子ども課主幹（渡辺博子君） まず大きいのは例えば親が仕事が変わると例えば保育所ですと保育に欠けるといところで、その就労状況によって働いているとか働いていないとかで入れない状況がございます。それで、認定こども園ですとそういう親の働いている状況に関係なく受け入れることができます。そういうようなことがありますので、子供たちが1つの場所で親のそういう状況に影響されないで1つの場所で継続して保育や教育を受けることができるというようなメリットがあるという判断で認定こども園を推進していきたいという考えはございます。手続について、これは事業者のほうから手続自体は多分それは道のほうから期限を示されてのことだと思っておりますが、事前に早い段階から移行はしたいというふうな申し出はありました。実際その期限というのは道で決めている期限だと思っておりますので12月になったということだと思っております。恐らく年明けでこちらまだ連絡は来ておりませんが、今月中あたり認可が下りるといふ形になるのかなというふうに思っております。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 最後の質問だと思うんですけども、小鳩保育園が認定こども園になってさくらくも認定こども園になると。ほかの施設は町としてはどうなんだということでございますけども、町として子供の数がどんどん減ってきている部分ありまして、そういうところでは先ほど主幹のほうから話がありましたけどもやっぱり柔軟に対応していかないと。保育園もそれなりに今いるんですけども、今度そういう条件からしていくとどんどん落ちてくる部分があると。そうすると当然共働きにならなくてもそういう支援をしていくということと、もう1つはゼロ歳児から未満児ですね、その部分ゼロ歳児の需要が結構大きいのですね。その部分は町立でもなかなか確保できないという部分をお願いするというようなこともありまして、そういった部分で認定こども園という方法でいこうという。国も推進しておりますし町もやっぱりそういう少子化に向けていろんな園をこれから運営していく中では当然やはり認定こども園の方向で進めないといけないのではなかろうかと。実際そういう園長会議とか民間のそういう説明会があったときには、国のほうはそういう支援策なり移行策なり子供はこうだということとそれなりにご説明されていると。ただそういう中で自治体がちょっと認定こども園の今までなかった部分ですので、そういった部分ではち

よっと立ち遅れてきた部分もあるんですけども、実際やはりこれから国のほうももっと説明をしたりそれから公定価格の部分でもまだまだ辞退しているところもあるんですけども、そういったところも今回の予算の中で反映するという話は聞いていますので、まだまだ自治体自体もこども園の理解が足りない分もあるのです。ただ事業所自体はいろんな説明を受けてやっていこうというように踏み切るとことちょっと考えてみようかなっていう、事業所自体がやっぱりどうしていくかというのが一番大きなところなので、ただ町としてはそういう方向性、認定子ども園化というのは絶対少子化していく中で雇用の形態の対応からすると必要ではないかという認識ではあります。ですので、これからはそういった方向性を出しているような部分出てくるのかなと。国のほうがちょっとお金の部分で期待した以上になかなかその費用的な部分で負担があるということがあるものですから、そういった部分で事業者自体がどうもいまいち後退している。苫小牧もそんなにないんですけども進めていこうというところは抜けているんですけども、実際これからどんどん支援に向けての制度設計を国はしていくと思います。やっぱり利用していないという部分があったので町としてもまだまだ認定子ども園の部分での人格ぐらいしかわからない部分もあるんですから、当然その部分は十分考えて。ただ、今の感じだと雇用形態とか、それから少子化ということ考えれば認定子ども園化していかないとならないだろうという認識であります。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） あと虎杖浜、萩野、緑丘保育園への影響というのは、こういう動きがどういうふうに影響するのか、それは何も考えなくてもいいことなのか。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今これから新しい子ども・子育て支援事業計画ご協議いただきますけど、今後保育園運営事業計画といたしまして再配置と民営化の計画を今度はこのベースに基づいて今考えていくと。その中で当然これからの経営の状況とかそういった部分はその中で考えていく。実際その町自体は4園を民営化していくという考え方ですから、あと虎杖浜そして萩野その2カ所ありますので、その2カ所も民営化する、民間移譲するというところで、全園を民営化するというところで去年の議会、そのときに教育長のほうからお話されたと思うんですが、その方向で今進めたいと思っています。ですので、当然民営化する中では、経営状況、経営の安定化ということも考えながら町としてもそういう支援していかないとなんないと思いますので、そういった基本的な部分を整理しながら4園の民営化の方向に、あと残っている2園について民営化するという形を持っています。そういった部分で今後その影響を十分そういった事業計画の中で、保育園運営事業計画、民営化再配置の中でそういう地域の事業については考慮した計画づくりになってくると思います。

○委員長（小西秀延君） ほかお持ちの方。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは以上をもちまして、本日の総務文教常任委員会協議会を閉会さ

せていただいています。

(午後 1 2 時 4 6 分)